

6月中旬に保険料通知書を郵送

## 国民健康保険料

### 納付義務者

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主本人が国民健康保険の加入者ではない場合も、世帯内に加入者がいるときは、世帯主宛てに通知書を送付します。



### 納付書による支払い

**支払方法** 通知書と併せて納付書を郵送しますので、金融機関またはコンビニエンスストアなどでお支払いください。コンビニエンスストアを利用する場合は、領収証書とレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。スマートフォン決済での支払いも可能です。

利用できるアプリなど詳しくは、

[千葉県 国民健康保険料 スマートフォン決済](#)

**納期限** 6月～来年3月の各月末日(年10回)

### 便利な口座振替をご利用ください

納期限の日(年10回)に指定の口座から引き落とされます。口座振替の開始時期は、手続き完了後、通知書でお知らせします。一度手続きすれば、翌年度以降も自動的に振替となりますので、ぜひご利用ください。

#### 申込方法

- ・ホームページ(【右記】コード)から
- ・通知書に同封の口座振替依頼書を郵送
- ・区役所市民総合窓口課または市民センターで直接(キャッシュカードを持参してください)



### 年金からの天引きによる支払い

年6回、年金支給日に天引きされます。

支払い方法や保険料など詳しくは、[千葉県 国民健康保険](#)

### 区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2131 FAX221-2680 花見川 ☎275-6255 FAX275-6371 稲毛 ☎284-6119 FAX284-6190  
若葉 ☎233-8131 FAX233-8164 緑 ☎292-8119 FAX292-8160 美浜 ☎270-3131 FAX270-3193

### 国民健康保険料の改定と計算方法

国民健康保険は保険料と公費で賄われています。被保険者数や給付費の見込みなどから、保険料を【下表】のとおり決定しました。保険料は医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計金額です(それぞれ上限あり=賦課限度額)。

区分	国民健康保険料(年額)		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
対象となる被保険者	すべての方		40～64歳の方
所得割額(被保険者ごと)	(所得-43万円)×6.81%	(所得-43万円)×2.73%	(所得-43万円)×2.34%
被保険者均等割額(1人当たり)	20,640円	8,400円	10,800円
世帯別平等割額(1世帯当たり)	24,840円	10,200円	8,160円
賦課限度額	65万円	22万円	17万円

### 所得に応じた保険料の減額

前年中の世帯総所得金額が基準額以下の世帯は、その所得に応じて被保険者均等割額、世帯別平等割額を7割・5割・2割減額します。減額の適用を受けるためには、19歳以上の世帯員全員が所得の申告(所得がない方を含む)をしている必要があります。

### 就学前児の保険料の減額

就学前児の保険料について、医療分と後期高齢者支援金分の均等割額を5割減額します。

保険料の計算方法や減額など詳しくは、[千葉県 国保のしおり](#)

## 動物を理解し正しく飼いましょう

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。動物を理解し、正しい飼い方としつけについて考えましょう。

### 動物を正しく飼うための8つのポイント

- ①ペットとして本当に飼えるか、飼う前にしっかりと考えましょう。迎え入れたら、生涯を全うするまで愛情と責任を持って飼いましょう。
- ②マイクロチップの装着された犬や猫を家族に迎え入れたら、必ずマイクロチップ情報を変更しましょう。
- ③排泄物は責任を持って片付けましょう。
- ④ペットがいなくなったときは、責任を持って探しましょう。  
動物保護指導センターや最寄りの警察署で保護していることもありますので、すぐにお問い合わせください。
- ⑤適正に飼養できる頭数で飼いましょう。  
多頭飼育崩壊が問題となっています。繁殖を望まない場合、必ず不妊去勢手術をしましょう。
- ⑥危険な動物(特定動物)は愛玩目的では飼うことができません。
- ⑦動物の種類・発育状況に応じたエサや水を与え、適度な運動をさせるなど健康管理を行いましょ。
- ⑧災害が発生したときのために、日頃から準備をしましょう。  
ペットと一緒に避難(同行避難)する時に備え、日頃からしつけをし、ペットの防災グッズも用意しましょう。



### 🐾 犬を飼うときはここに注意 🐾

- ・犬は必ず登録し、毎年度1回、狂犬病予防注射を受けさせてください。また、発行された鑑札・予防注射済票は首輪などに必ず装着してください。
- ・放し飼いは条例で禁止されています。犬が逃げて人をかみ、けがを負わせるなどの事故につながり非常に危険です。
- ・散歩中は、リードで確実に犬を制御してください。また、マナーベルトの着用やペットシートを携帯してください。
- ・犬が人をかんでしまったら、届け出が必要です。動物保護指導センターにご連絡ください。



### 🐾 猫を飼うときはここに注意 🐾

- ・猫は室内で飼いましょう。屋外で飼うと、他人の敷地で排泄したりごみを荒らすなど、近隣に迷惑をかけることがあります。室内であれば、交通事故や、ほかの猫との接触による病気などを避けることができます。



区動物保護指導センター ☎258-7817 FAX258-7818